北部大阪都市計画地区計画の決定(箕面市決定)

北部大阪都市計画粟生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地)地区地区計画を次のように決定する。

|. 地区計画の方針

	名 称	粟生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地)地区地区計画			
	位 置	大阪府箕面市粟生間谷東八丁目地内			
	面積	約 14.0ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目標	本地区は、移転した大阪大学の跡地であり、彩都(国際文化公園都市)とも隣接した土地で、教育や文化振興を養う環境が整った地域であるとともに、地区の主要道路である茨木箕面丘陵線や国土軸である新名神高速道路や電力会社変電所と近接した、交通利便性および電力供給能力の高い地域でもある。一方で、地区の背景となる北摂山系の山なみや、川合裏川および緑地などの自然環境に恵まれており、地区周辺には良好な住宅地が形成されている。本地区では、周辺の自然環境や住宅地との調和を図りつつ、交通利便性や電力供給、彩都との立地性等の地区のポテンシャルを活かし、大学移転後の地域の活性化の要素となり得る教育施設、商業施設および多様な都市機能を支える業務系施設を基本とした良好な市街地の形成を目指す。			
	土地利用の方針	地区計画の目標を実現するため、地区を区分してそれぞれ次のような土地利用を図る。 1. 国際教育地区 彩都(国際文化公園都市)に隣接した地区としてふさわしい市街地を形成するため、国 際的な人材が集まり、地域の文化振興を生み出す教育施設等を集積し、本市の新たな国際 的な賑わいを支える都市機能を積極的に導入する。 2. 施設導入地区 周辺地域との調和を前提に、立地を活かしたデータセンターとしての土地利用を図る。 3. 商業にぎわい地区 地域の新たな集客・賑わいの創出に向けて、主に周辺住民の生活利便性向上に資する身近な商業機能を導入する。 4. 地域交流地区 周辺住民の潤いと賑わいのある日常生活の創出に向けて、地域の新たな交流を生み出す 交流館やオープンスペースを導入する。			
	地区施設の 整備の方針	I. 周辺環境と調和した良好な環境の形成を図るため、緩衝緑地を配置する。2. 周辺地域の利便性向上を図るため、区画道路及び公園を配置する。			
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、各々の地区にふさわしい土地利用とまちなみ形成が図られるよう、建築物等に関する制限を定める。 1. 国際教育地区 地区全体として周辺と調和しつつ、主に教育施設の立地を想定し、ゆとりある市街地空			

間の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さの最高限度の制限を定める。

2. 施設導入地区

地区全体として周辺地域と調和しつつ、主にデータセンターの立地を想定し、広がりの ある道路空間など快適な環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面 積の最低限度、壁面の位置、建築物の高さの最高限度の制限を定める。

3. 商業にぎわい地区

地区全体として周辺地域と調和しつつ、主に商業施設の立地を想定し、賑わいや活力の ある環境の形成を図るため建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の 位置、建築物の高さの最高限度の制限を定める。

4. 地域交流地区

地区全体として周辺地域と調和しつつ、主に交流施設の立地を想定し、ゆとりある環境 の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置、 建築物の高さの最高限度の制限を定める。

2. 地区整備計画

			公園	号公園	約 I,700 ㎡	
				2 号公園	約 I,900 ㎡	
		区施設の配置 『担境	区画道路	区画道路 号	幅員約 2m 延長約 840m	
	及び規模		緩衝緑地	I 号緩衝緑地	約7,800 ㎡ ;	※連絡通路含む
				2号緩衝緑地	約 4,700 ㎡ ;	※連絡通路含む
	地区の区分		国際教育地区	商業にぎわい地区	施設導入地区	地域交流地区
	面積		約 3 . 2ha	約 2.4ha	約 6.8ha	約 I.5ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築金物のの制制を関する。	はなー23祉ら4ーのも5678スす9ぱ場所のも--産貯-材の-宅第い次、い...ホに.、他の....そる.ち、、他の0-、蔵2の 3宿5うに建。住兼老-類老児こ 病自ホカのもマん勝場こ ..集に.貯 .泊項。 おりり (はホそる福厚ら 車ルオこ ジ屋投車ら 場産、す業に 出業届下 で 一のも祉生に 教、ケれ ャ、票券に 物処るの供 住法出同	はな12舎3456会す7第に891場泳類行21屋的売そる1クす1館観ラす令に1表号1次、い..、..・そる.二規..0、場す令に1、場所のも2スる3、覧ブる第定4第に5に建。住共下兼学図神のも建(定自ホ.スそる第定.ぱ、、他の.そも.演場そ建1め.二掲.に建。住用校書社他の築いす動テボケの建1めマち勝場こ カのの劇芸又の築3る建(げ倉がし 住 住 館、こ 基)る車ルーー他築3る一ん馬外れ ラ他 場場は他基0も築とる庫をは、、 に、 と、	以築1(用2処(二規く3内4ににのて事一供危に築ぬす 保育前属は務夕す険供基)る 育施各すが築な所セる物す準項も 所設号るすい い庫一)又の表号除 業る築物建。 の は 第に 所)物	以築1のも表号及項第掲く23令号4ににのて店こ(2(第三号る 保建2に前属は舗れ建(3三号及建 育築条掲各すび築な、ら築に項号、び築 所基第げ号る場 (り) 三を 法項建建築 がみ (り) 三を 法項建建築 がみ (の) 三を 法項建建築 (の) 三を 法項建建築 (の) 三を 法項建建築 (の) 三を 法項建建 (の) 三を 法項建定 (の) 三を (の) 三と (の) (の) 三と (

				倉庫 6. 自動車修理工場 7. 届出住宅				
		建築物の 敷地面積の	500 m ²	200 m ²	2,000 m²	150 m²		
		最低限度	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。					
		壁面の位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は計画図に示す部分について 2.0 m以上とする。					
		建築物の高 さの最高限 度	22m	22m	31m	l 2m		

[「]区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

本市の栗生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地) 地区は、都市機能の集積が進められる彩都に隣接したポテン シャルの高いエリアであると同時に、近隣の住環境との調和 が求められるエリアである。

今般、この地域が持つ特性を生かして、より計画的かつ合理的な土地利用を促進し、周辺地域及び本市全体の魅力向上に繋げるため、栗生間谷東八丁目(大阪大学箕面キャンパス跡地)地区において地区計画の決定を行うものである。





